

第7回草津市地域密着型サービス運営委員会

開催日時 平成30年2月26日（月）午後2時00分～

開催場所 草津市役所 502会議室

出席者 佐藤卓利委員、清水啓司委員、小賀野京子委員、山根明美委員、平井政雄委員
事務局

○事務局 皆さん、おそろいですので、ただいまから、第7回草津市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様には9名中5名出席いただいております、お一人様が欠席と聞いております。草津市附属機関運営規則第6条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、本委員会は成立していることを御報告申し上げます。

本委員会は、草津市審議会等の会議の公開に関する指針の規定によりまして、市民の皆様に公開することになっております。

会議開催に当たりましては、傍聴席を設けておりますが、本日はまだ誰もお見えになっておられないことを報告させていただきます。

なお、本委員会で御審議いただいた内容につきましては、会議録としてまとめまして、後ほど、草津市のホームページに公開させていただきます。

いつもでしたら、会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げるところではございますけれども、本日の会議が任期終了ということになりますので、後ほど副部長から御挨拶申し上げたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれ以降につきましては、草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定によりまして、委員長にお願い申し上げたいと思います。

佐藤委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 改めまして、皆さんこんにちは。

年度末も近づいてきて、委員の皆さんもいろいろとお忙しいのかなと思います。

それでは、早速議事の1、実地指導の結果について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局 資料1に基づき説明

○委員長 どうもありがとうございました。

平成29年度実地指導の結果についてですが、件数としてAからLまで12件の個々の実地指導について、報告いただきましたが、このことについて何か疑問等ございませんか。

委員の皆さんは、実地指導を受ける側の方と関係がない方がおられるので御意見等違うと思うのですが、どちらの立場からでもかまいません。

○委員 人員が満たないとおっしゃいましたが、確保に猶予期間があるのですか。

○事務局 一時的にあります。

○委員 なかなか募集しても応募がないということがあるので。

○事務局 はい。草津市の運用としましては、人員基準を満たさないと申出ていただいた場合は、基本的に1年以内に対応するように指導させていただいております。ただ一年超えてもまだ見つからないという御相談が、今後出てくるかもしれないと懸念しています。

○委員長 他にございますか。

○委員 デイサービスの生活指導員は、ケアマネでも可能ですか。

○事務局 はい。草津市もケアマネジャーでも可能です。ただ、法で定められているのは、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格といたしまして、大学の3科目要件だけです。ただ、大学の3科目だけ受けている方とケアマネジャーとどちらが、生活相談員としてふさわしいのかというと、資格はないけれど、ケアマネジャーのほうが随分詳しいだろうという前提のもとで、滋賀県と草津市に関しては、考え方を合わせて指定の段階であっても、ケアマネジャーを認めるように運用をさせていただいております。

○委員長 資格はわかりましたが、実際の生活指導員ってどんなことをするのですか。

○事務局 サービス担当者会議等に参加するのは、基本的には生活指導員の場合が多いです。

○委員長 その利用者の方の実際の状況をよく知っている人ということですか。

○事務局 はい、そうですね。

○委員長 つまり、国の生活相談員についての規定はあるけど、滋賀県と草津市は、実際上の運用においては、それに加えてケアマネジャー認める形で対応しているということですね。

○事務局 そうです。基準が緩い市町とかでしたら、介護福祉士であっても可と言っている市町もあります。その市町によって運用が違うということが、課題になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

○委員 もう一ついいですか。この一つ指導が重い事業所がありましたよね。

これはどういうことですか。

○委員長 どの事業所ですか。

○委員 ひどい事業所なのですか。

○事務局 今回実地指導に行かせていただいた事業所の中に、悪意を持って不正を行っているという事業所は、なかったと私どもは考えております。ただ、どうしても知識の不足等によりまして、正しい請求ができていないというふうな事実というのはございます。それも介護の事業所の職員がずっと同じ人がやっていると、だんだん積み上げができてくるのですが、介護の世界というのは、本当に人が長い間続かないという現状の中で、人が変わればまた同じ過ちが始まるというところが、どうしてもあるのでマニュアルの整備を進

めるように指導をさせていただいています。悪意はないと確認できたうえで、加算の間違
いを見つけたので、改善するように、指導させていただいた次第でございます。

○委員 わかりました。

○委員長 小規模多機能について、大きな法人の一つの部分として運営しているケースも
あるかもしれませんが、単体で運営している事業所もあるとおもいますがどうですか。

○事務局 はい。

○委員長 そうした場合に、記録の保管であるとか、規定の改定だとか、モニタリングだ
とか、かなり煩雑なことを小規模な人員の限られている中でやるっていうのは、かなり大
変であると想像をするのですが、この12件回られた中でやはり小規模なところで、その
ような指摘をせざるを得なかったという傾向を見ることができますか。

○事務局 そうですね。地域密着型通所介護の事業所につきましては、そもそもは県指定
の事業所でございます。平成28年4月1日に事業所が望んだわけでもないのに、制度
が変わったことによって、地域密着型サービスに変わってしまった背景があります。それ
に伴い当然書類を直さないといけないのですが、その認識自体がなく、確認しても何のこ
とかよくわからなかった事業所も、多かったのではないかと感じております。ただ、市から
指導されたら、手間をかけながらちゃんと修正はしてくださっています。情報がいきわた
っておらず、重要な情報の取捨選択が難しくなっていると感じました。

○委員長 それと事業者の方に聞きたいのですが、こういう文書管理っていうのは、大き
いところであれば、それ専任のいわゆる事務担当者がおられますが、小さいところはど
うですか。現場の人が時間の合間にやっているのですか。

○委員 そうですね。

○委員長 そのような実態であれば、通知が届いたかどうかともよくわからないということ

もありますね。

○委員　そうです。私はグループホームで管理者をしていますけれども、全部私がしないといけないので、現場にも入り、事務もするとなると、なかなか厳しいです。

○事務局　ありがとうございます。多分、今のように法改正によって、事業所は望んでもいないのに、カテゴリーがかわったりすると、本当に大変なのだと思います。また今年の4月に居宅介護支援事業所が、市町の指定に変わりますので、草津市にあります居宅介護支援事業所につきましても、同じように運営規定の変更等が必要であるということはお伝えさせていただこうと思っています。

○委員長　その運営基準の内容は大幅に変わるのですか。

○事務局　大幅には変わらないですね。変えないといけない項目自体は、数カ所だと思います。

○委員長　ということは、手続に手間がかかるということですね。それからモニタリングの記録の保存方法について、電子データと紙ベースのどちらも義務づけられているのですか。

○事務局　保存方法までは定めておりませんが、紙ベースで保存されているものと、電子データで保存されているものと、両方あるのだったら、どちらかそろえないのかと話でお伝えさせていただいたのが1件ございました。

○委員長　どちらがいいですか。

○委員　紙ベースは、量が膨大になり、保管場所に困ります。データは設備投資が必要になり、お金がかかります。

○事務局　その職場に働いておられる方の利便性が、その従業員によって違うと考えら

れます。

○委員長 そうですね。

○委員 お任せということですか。

○事務局 基準としては、記録を残ようとしかないので、どちらで残さなければならぬという規定はないのですが、どちらかそろえたほうがわかりやすくないですかと提案させていただきました。

○委員 統一したほうがいいですね。介護保険サービスが都道府県の指定から、市町村の指定に変わることによって規定を変える必要があるというような通知は、どういう形ですか。

○事務局 平成28年のときは、集団指導を4月1日になる前の段階で開催し、その中でお伝えさせていただきました。

○委員長 各事業所から少なくとも1名来られてということですか。

○事務局 はい。ただ、その結果を確認して提出するようにとまでは指導していないので、実地指導にいったときに、判明しました。

○委員長 実地指導を受ける側から、もう少しこういう点は、より丁寧にしてほしいというような要望はないですか。皆さん、個々の事業所というよりも、同じ協会を代表して、こられている場でもありますからね。直接言いづらい部分はあるかもしれませんが。

○委員 今回の介護保険の改正などで、規定などで新たにつけ加える必要があるところは、前もって出していただけると変えやすいので、実地指導前にいただければありがたいと思います。

○事務局 具体的な例みたいなものということですね。

○委員 そうですね。

○委員長 ここに書いてあるようなものですね。

○委員 私が居宅をやっていたときに、県の監査が来られる方によって、若干解釈の違いがあり指導内容が異なることがありました。去年こういうことを言われたけれど、今年は違うことを言われたというのは、よく耳にするので、指導内容の統一をお願いしたいなと思います。

○委員長 それは困りますよね。

○委員 はい。

○委員長 県に比べれば、市の場合はより関係性が近いと思います。地域密着型を市に移管したというのは、そういう点もあると思う。より事業者と行政というか、保険者が、密接に情報交換もしながら、やっていけるようにということなのでしょう。

○事務局 地域密着型サービスの事業所につきましては、委員長がおっしゃってくださったように、実地指導も行きますし、日々の相談も受けるような立場ではございますので、市からすると、状況をよくわかっているということがございます。実地指導に行ったときに、何か指摘しに来たというのではなく、一緒によくしていくことを考えていきたいので、何に困っていることがないかとかいうことについても併せて話してくださいとお伝えさせていただきます。実際来られる事業所の方は、やはり監査のイメージが強いですけれども、市としては、できる限り一緒に課題を解決していきたいということをお伝えさせていただいて、少しでも和やかな雰囲気でも前向きに進んでいけたらというふうに思っておるところではあります。

○委員長 行政のそういうメッセージを意識的に伝えるということも、大事かと思いまし

たね。個々の実地指導だけではなく、さっきおっしゃったように、皆さん集まっていたいるときにも、そういう趣旨のことをしっかり伝えてもらうことも大事かと思います。ほかはいかがでしょうか。

○委員 生活相談員の勤務時間が、サービス提供時間を下回ってはいけないというのは、全国ルールですか。

○事務局 そうですね、はい。

○委員 このことについては、どういうふうに考えているのですか。

○事務局 1名配置していたら、いいと思い込んでいる事業者もございましたし、そうではないということを指導で初めて知られたというところが、3分の2ぐらいあったかと思っています。生活相談員の基準については、県指定から市指定になった段階で、変わった内容ではないのです。同じ内容ではあるのですが、やはり職員の入れかわりなどの中で、最初に守るべき基準を、読んでいる暇もなく、仕事に追われているという現状があると感じています。

○委員 連携したときにうまくいってないわけですね。

○事務局 そうですね、はい。こちらも、集団指導の段階で、一度は伝えたつもりではいるのですが、実地指導で改めて見た段階でこういう状況だったので、ご指摘のとおりと感じています。

○委員長 社会福祉士とか資格を持った人を確保するのが大変なのでしょうか。

○事務局 そうです。今は、有資格者のみならず、資格のない方も確保がなかなか困難な状況にはなってきています。事業所代表の委員であるお二人はよく御存じだと思います。

○委員長 だから、とりあえず資格はなくても、仕事をしてくれるのだったら、お願いし

ますというケースがあると、この資格要件のある相談員とかが問題いなるということですね。

○事務局 そうですね。

○委員長 仕事をしながら資格を取るというのも大変ですものね。

○事務局 簡単ではないと思います。

○委員長 はい、ありがとうございました。

これ実地指導は、年に一度この委員会で報告してもらっているということですよ。

○事務局 はい。

○委員長 はい、わかりました。

では、（１）実地指導の結果について、ほかにございませんで、これは終了させていただきます。

引き続き（２）介護保険法の改正に伴う地域密着型サービスの変更点について、事務局からお願いします。

○事務局 資料２に基づき説明

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

随分細かいいろいろな改定事項の説明でしたが、私のほうから質問ですが、この社会保障審議会介護給付分科会の平成３０年１月２６日付、参考資料というのは、インターネットでもダウンロードできるのですか。

○事務局 できます。

○委員長 事業者の方には、市として改めてこの内容について説明する機会というのは、

もう持ちましたか。

○事務局 3月に集団指導を予定しておりまして、その集団指導のときに、こちらの資料のほうを配付資料として使いたいと思っております。

○委員長 この資料は、もう見ましたか。

○委員 今回初めてです。

○委員長 なかなか事業者の方が、忙しい中で十分目を通すのは、大変かと想像するのですが、今聞いてどうでしたか。

○委員 そうですね、私のところでは、新しい加算ができたりはしているのですが、今のところよくわかっていない。この身体的拘束等の減算というのは、すごく大きいのかなというのがありますけど。

○事務局 そうですね、身体的拘束していなければ、何も変化はないですが、する場合にはこれだけのことをしてないと減算するという形ですね。

○委員 グループホームに栄養加算とか、口腔ケアとかはあるのですが、何で次のところの排せつとかが入ってないかなと思います。

○事務局 そうです。ないですね。

○委員長 この細かい改定で、特に加算とか減算については、介護報酬の請求事務のときに煩雑になるのではないですか。それとも自動的にソフトを変えたら、いけるような仕組みになっているのですか。

○委員 いや、個々で違うかとは思いますが、新しくこの加算をとるとなれば、そのソフトの入れかえだけで可能になっています。

○事務局 加算と減算については、もう改定年ごとに増えている状況で、介護保険の給付のサービスコードが、始まったときと比べたら、もう多分10倍ぐらいに増えていると思います。だから、事業所の方も対応するのが大変だと考えています。

○委員長 まず、新しく変わったところを知った上で、自分のところの事業所として、これにどう対応するかという判断をして、実際にサービス提供すれば、給付の手続をしないとけないということで大変ですね。

○事務局 そうです。申請していない場合に加算ができないということは納得いくのですが、申請師弟愛場合に減算になることは受け入れがたい部分があると思うので注意が必要です。

○委員長 これから、その集団指導をされるのであれば、多くの人に伝わるような工夫が必要ですね。

○事務局 何かいいお知恵があると参考にしたいです。当然市内にもさまざまなカテゴリーの事業所がございまして、この資料は細かく書いてくださっているほうだと思うので、これに沿って御説明するのですが、細かい運用の話というのが、今後、介護報酬の解釈について文書が出てこないとわからない部分もありますので、今の段階では、事業所の方は完全に理解いただけないかもしれません。

○委員長 網羅的にやってもほとんど、頭に入らないですよ。だから、行政の立場では難しいかもしれないけど、ポイント絞って説明するやり方なら一つあるのと、逆に事業者の方にあらかじめ、特に聞きたいところは何か確認してもらってというやり方もあるかなとは思いますがね。

○事務局 そうですね。全部丁寧に説明していると時間は幾らあっても足りないと思います。

○委員長 行政は行政として、事業者の方に説明しないといけないけれども、業界ごとにそういうコンサルみたいなのがいて、ここの介護報酬がこう変わったら、こういう戦略でという助言があるかもしれません。

○事務局 そうですね。

○委員 経営者の方は、別で何かそういうのを考えていたりするかもしれないですけどね。

○事務局 湖南地域は南部事業所連絡協議会っていうその介護保険のサービス事業所の職能団体がございます、経営者の方ではないですが、現場で働く人は勉強会みたいなものをされています。

○委員 そうですね。

○委員長 利用者側とか、こういう細かいことはわかりますか。

どうですか。

よろしいですか。

それでは、議事の2介護保険法の改正に伴う地域密着型サービスの変更点については、これで終了させていただきます。

3、その他ですね。

○事務局 先ほどの議論の中でもふれましたが、今委員会では実地指導の内容と介護保険法の改正点のポイントについて議論いただきましたが、同じ内容について地域密着型サービス事業所向けに集団指導を通じて御説明する機会を設けることを計画しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは最後に御挨拶を副部長お願いします。

○副部長 事務局を代表してお礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本日も貴重なお時間をさせていただいて、御出席をいただき本当にありがとうございました。

今回は、事業所の実地指導の報告ということと、あと介護保険法の改正ということで、制度改正についての説明もお聞きいただいたのですが、実は委員の皆様につきましては、3年の任期を終えていただいて、今回が最後の会議ということで、本当に長い間ありがとうございました。市といたしましても、特にこの地域密着型サービスというのは、地元根差した高齢者を支える仕組みとして、大切なものと考えておりますので、これからも適切な運営ができるように、市としてもサポートしていきたいなというふうに考えております。

委員の職を解かれましても、これからも大所高所からの御指導御鞭撻を賜れば、非常にありがたいと思っております。また、お気づきの点等ありましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

どうもありがとうございました。

(終わり)